

令和6年度上半期における 大阪労働局の取組状況について

- (1) 雇用環境・均等の分野・・・・・・・・・・ (3～11頁)
- (2) 労働基準の分野・・・・・・・・・・ (12～20頁)
- (3) 職業安定の分野・・・・・・・・・・ (21～29頁)
- (4) 需給調整事業の分野・・・・・・・・・・ (30～31頁)
- (5) 労働保険適用徴収の分野・・・・・・・・・・ (32～33頁)

(1) 雇用環境・均等の分野

大阪働き方改革推進会議

大阪働き方改革推進会議では、令和6年度に大阪地域で働き方改革を進める指針となる「基本方針」を策定。その中で「一体的な取組事項」と「その他の取組事項」を示し、各構成団体間で情報共有や意見交換等を行うとともに、連携を図っている。

- 令和6年5月29日 第11回本会議を開催。
- 令和6年10月18日 令和6年度実務者会議を開催。

◆基本方針における「一体的な取組事項」
働き方改革を中小企業に浸透させていくことで、成長と分配の好循環を作り出すため、令和6年度に一体的に取り組むこととして以下の3つを定めた。

- ①賃金の引き上げのための環境整備と生産性の向上
- ②長時間労働の抑制
- ③人材不足が顕著な分野における人材確保対策等

◆基本方針における「その他の取組事項」

- ①多様な人材の活躍促進
- ②多様で柔軟な働き方の実現

構成団体		
行政機関	労使団体等	金融機関
・大阪府 ・大阪市 ・堺市 ・大阪労働局 ・近畿総合通信局 ・近畿財務局 ・近畿厚生局 ・近畿農政局 ・近畿経済産業局 ・近畿地方整備局 ・近畿運輸局 ・大阪出入国在留管理局	・連合大阪 ・関西経済連合会 ・大阪商工会議所 ・堺商工会議所 ・大阪府商工会連合会 ・大阪府中小企業団体中央会 ・大阪府社会保険労務士会	・大阪信用金庫 ・池田泉州銀行 ・りそな銀行 ・関西みらい銀行
オブザーバー		
・近畿税理士会 ・大阪産業保健総合支援センター ・大阪府よろず支援拠点 ・全国労働保険事務組合連合会大阪支部 ・中央労働委員会事務局西日本事務所 ・大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター		
作業部会		
・最低賃金のための環境整備に関する作業部会 ・就職氷河期作業部会（大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム）		

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

- 中小企業や小規模事業者等に働き方改革への理解を促進し、課題に応じた支援を推進するため、平成30年4月から「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」を開設。（大阪府社会保険労務士会に委託。）
- 企業からの電話・来所・メール・オンラインによる相談対応、事業所への訪問・オンラインでのコンサルティング、働き方改革関連法セミナー、業種別団体等に対する継続的支援等が無料で利用できる。

【主な相談内容】

- 労働時間の見直し（時間外労働の削減・36協定の締結の仕方など）
- 非正規雇用労働者の処遇改善（同一労働同一賃金ガイドライン対応など）
- 助成金の活用（利用可能な各種助成金に関するアドバイスなど）

活動実績	令和5年度	令和6年度（9月末）
相談件数	2,303件	990件
コンサルティング件数	2,111件	909件
セミナー回数	243回	70回

◆同一労働同一賃金への対応

- 関係機関と連携を図りつつ、社会保険労務士等の専門家による、業界別同一労働同一賃金マニュアル等を活用したきめ細やかな支援を行っている。
- 労働基準監督署から提供された情報を集約し、同一労働同一賃金への対応のためセンターを活用したい意向の事業主に関して労働局からセンターに情報提供を行うなど、連携を取って対応を行っている。



◆多様な働き方の実現応援サイト
パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善等に関する様々な情報や、取組事例等を提供しています。

最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

各種助成金の活用促進

業務改善助成金

- 事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業・小規模事業者に助成金を支給している。
- 9月の最低賃金周知・支援月間に集中的に周知を行ったほか、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターにおいて、業務改善助成金のセミナーを開催する等、年間を通して制度の利用促進に向けた周知を実施した。
- 昨今の賃上げ機運の高まりや最低賃金の大幅な引き上げを背景に、当助成金の申請件数が年々増加している。

参加料
無料

業務改善助成金 セミナー

主催：大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

日程
① 9月 9日(月) 14:00-16:00
② 9月 10日(火) 14:00-16:00

内容 ※各日程、内容は同じです
「業務改善助成金」は、賃金引上げに際しての負担を軽減することにより最低賃金の引上げに向けた環境整備を図ることを目的としており、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上につながる設備投資などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ + 設備投資等 → 設備投資等に要した費用の一部を助成

定員 ≪ZOOM参加≫500名

対象 事業主、人事労務担当者等

働き方改革推進支援助成金

- 生産性を高めながら労働時間の縮減等に向けた環境整備等に取り組む中小企業事業主又は傘下企業を支援する事業主団体に対して助成金を支給している。
- 令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用された建設業、自動車運転者、医師を対象に、昨年度に新設された適用猶予業種等対応コースを令和6年度も、業種別課題対応コースに名称変更し引き続き運用、その他「労働時間短縮・年休促進支援コース」「勤務間インターバル導入コース」「団体推進コース」と合わせ、令和6年度は、4つのコースで助成金を支給している。

申請件数

	令和6年度 (9月末)	令和5年度
業種別課題対応コース ※ 5年度は適用猶予業種等対応コースとして実施	66件	26件
労働時間短縮・年休促進支援コース	252件	360件
勤務間インターバルコース	10件	11件
労働時間適正管理推進コース ※ 令和5年度で廃止	—	15件
団体推進コース	3件	3件
合計	331件	415件

申請件数

令和6年度 (9月末)	令和5年度	令和4年度	令和3年度
1,375件	1,529件	510件	360件

非正規雇用労働者の処遇改善等

行政運営方針【2-2】

正社員と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差解消への取組

パートタイム・有期雇用労働法の履行確保

- 労働基準監督署から提供された情報等に基づき、パートタイム・有期雇用労働法に基づく報告徴収等を行い、正社員と短時間労働者または有期雇用労働者等との間の不合理な待遇差等を確認した場合には助言、指導を行っている。併せて、「同一労働同一賃金ガイドライン」の周知・啓発を行い、望ましい雇用管理の改善等に向けた助言を行っている。
- 個々の労働者の均等・均衡待遇に係る労使紛争に対しては、パートタイム・有期雇用労働法に基づく紛争解決援助制度の利用を促し、解決に向けて働きかけている。

パートタイム・有期雇用労働法に係る報告徴収実施件数

令和5年度	505件
令和6年度(9月末現在)	351件
監督署からの情報によるもの	232件

- 令和5年度における報告徴収時の助言内容として、最も多いのが、「労働条件の文書交付等(昇給・賞与・退職手当等の有無の明示)」(237件)、次いで「通常の労働者との不合理な待遇差の禁止」(124件)、「相談体制の整備」(81件)となっている。

年収の壁への取組(年収の壁・支援強化パッケージ)

- 人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として年収の壁・支援強化パッケージに取り組んでいる。
- 大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターにおいて、年収の壁セミナーを開催する等、周知に向けた取組を実施した。

参加料 無料 **年収の壁セミナー**

主催：大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、国は年収の壁・支援強化パッケージに取り組んでいます。今回のセミナーでは「年収106万円の壁、配偶者手当への対応」を主に詳しく説明していきます。

日程 ※各日程とも内容は同一です。申し込みは前日まで可能ですが、定員に達し次第締め切ります。

2024年8月13日(火) 14:00~15:30
<https://form.run/@hatarakikata-osaka-E6068Ch8KL7R18b8g>

2024年8月14日(水) 14:00~15:30
<https://form.run/@hatarakikata-osaka-YMn1k8uYQMG9G5G80>

講師 大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター 専門
中小企業診断士・特定社会保険労務士 河合 保則

定員 《ZOOM参加》 定員500名

106万円の壁への対応

◆キャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)を新設

令和5年10月に社会保険適用時処遇改善コースを新設。
短時間労働者が被用者保険(厚生年金保険・健康保険)の適用による手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、
労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援を行っている。
・大阪労働局への届出件数2,075件(令和6年9月末時点)

配偶者手当への対応

◆企業の配偶者手当の見直しの促進

- 特に中小企業においても、配偶者手当の見直しが進むよう、
- (1) **見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料**を作成・公表。
 - (2) **中小企業団体等を通じた周知。**

女性活躍推進法に基づく企業の取組支援

一般事業主行動計画策定企業数

4,034社（うち100人以下 328社）＜届出率 93.7%＞
※令和6年9月末現在

令和4年4月1日より、行動計画の策定・届出等の義務の対象が常用労働者数301人以上の事業主から101人以上の事業主まで拡大。

えるぼし認定企業数

207社（うち300人以下 91社）	
3段階目	129社
2段階目	76社
1段階目	2社
プラチナえるぼし認定企業 2社	

※ 令和6年9月末現在
※ 認定企業の詳細は「女性の活躍推進企業データベース」から検索可能



- 取組の実施状況が優良な事業主は、申請することにより厚生労働大臣の認定（えるぼし認定：3段階）を受けることができる。
- 認定事業主の中から特に優良な事業主は、特例認定（プラチナえるぼし認定）を受けることができる。（令和2年6月1日施行）
- 大阪労働局では、「えるぼし」認定及び「プラチナえるぼし」認定について、優秀な人材の確保や公共調達の際に加点評価されること等、認定のメリットを周知することにより、認定取得を勧奨している。

男女の賃金の差異の公表に向けた取組の促進

- 令和4年7月8日から常用労働者数301人以上の事業主が公表しなければならない女性の活躍に関する情報公表項目について、「男女の賃金の差異」が追加され、事業年度の開始後、おおむね3か月以内に公表、その後は年1回公表することが必要となった。
- 大阪労働局では行動計画の策定・届出の周知や助言指導に併せて、賃金の差異の公表も促している。

男女の賃金の差異公表企業数（近畿・全国）		賃金の差異
大阪	1,396 社	70.1 %
滋賀	102 社	66.4 %
京都	285 社	71.2 %
兵庫	576 社	69.5 %
奈良	74 社	73.4 %
和歌山	56 社	68.3 %
全国	15,902 社	70.4 %

※「女性の活躍推進企業データベース」より（令和6年9月末現在）

育児・介護休業法の履行確保

育児・介護休業法の履行確保

- 労働局では、年間を通して法について周知・啓発を行うとともに、指導課に設置されている「育児休業制度等に関する相談窓口」に寄せられる労働者、事業主等からの相談に積極的に対応し、法の履行確保を図っている。
- 男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置等を講じた改正育児・介護休業法が、令和7年4月から順次施行される。
- 労働局では、あらゆる機会を通じ改正法について周知・広報を行い、改正の趣旨及び内容だけでなく、法の趣旨及び内容並びに男性の育児休業の取得や子の年齢に応じた柔軟な働き方、仕事と介護の両立支援の促進について理解が進むよう丁寧な説明を行っている。

助成金による支援（両立支援等助成金）

- 仕事と育児・介護等の両立支援に取り組む中小事業主に対して助成金を支給している。
- 令和6年4月には、育児を行う労働者の柔軟な働き方を可能とする制度を複数導入し、制度を利用した労働者に対する支援を行うため、「柔軟な働き方選択制度等支援コース」を新設し、令和6年度は全6コースで助成金を支給している。

申請件数						
コース名	出生時両立支援コース	育児休業等支援コース	育休中等業務代替支援コース ※令和6年1月に新設	柔軟な働き方選択制度等支援コース ※令和6年4月に新設	介護離職防止支援コース	不妊治療両立支援コース
令和6年度（9月末）	219件	439件	12件	0件	233件	11件
令和5年度	460件	1,098件	3件	—	896件	18件

次世代育成支援対策推進法に基づく企業の取組支援

一般事業主行動計画策定企業数（令和6年9月末）

7,789社（うち100人以下 3,992社）＜届出率 96.7%＞

くるみん認定企業数（令和6年9月末）

認定企業 259社（うちプラチナくるみん 29社）



- 行動計画に定めた目標を達成したなどの一定の基準を満たした企業は、申請することにより厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができ、さらに、くるみん認定を受けた企業が、より高い水準の取組を行い、一定の基準を満たすと特例認定（プラチナくるみん認定）を受けることができる。
- 大阪労働局では、「くるみん」認定及び「プラチナくるみん」認定に加え、昨年度新設された不妊治療と仕事との両立に関する認定制度「プラス」認定についても、認定取得の勧奨を行っている。

フリーランスが安心して働ける就業環境の整備

- 令和5年5月12日に「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）」が公布された。
令和6年5月31日に関係政省令・指針が公布・告示され、令和6年11月1日から施行。
- 厚生労働省においては「フリーランスの方の就業環境の整備」のため、「募集情報の的確表示」「育児介護等と業務の両立に対する配慮」「ハラスメント対策に係る体制整備」「中途解除等の事前予告・理由開示」に係る相談対応などの必要な体制整備等を講ずることとしている。
- フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行に向け、関係団体への文書送付、各種会合での同法の説明や資料配布等の周知啓発の取組を行っている。



人材確保等支援助成金（テレワークコース）

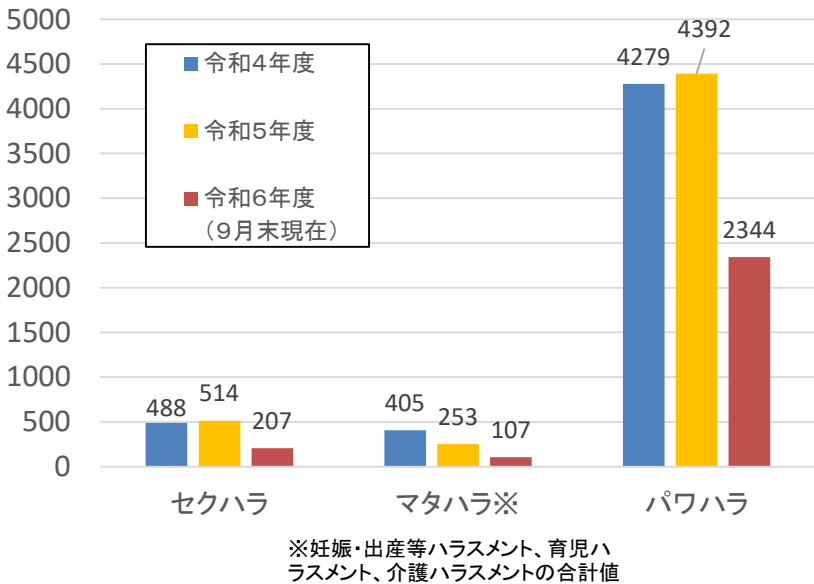
- 良質なテレワークを制度として導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主（※）に対し助成金を支給している。 ※テレワーク勤務を新規に導入する事業主及び試行的に導入している（又はしていた）事業主が対象。
- テレワーク実施計画の認定後、テレワークに係る制度を新たに整備し、テレワークを実施可能とする取組を行った場合に機器等導入助成を行い、さらに、所定の離職率目標及びテレワーク実績基準を満たした場合は目標達成助成を行う。

決定件数		令和6年度 (9月末)	令和5年度
支給	計画認定	3件	4件
	機器等導入	0件	2件
	目標達成	0件	5件

ハラスメント防止対策について労働局の取組

- 労働施策総合推進法の改正についての周知のため、事業主団体の研修等の機会を捉えて説明を行っている。
- 労働局及び労働基準監督署内に設置されている総合労働相談コーナーにおいて、パワーハラスメントに関する相談対応を行い、事案に応じて、紛争解決援助制度や調停を活用、労使間の紛争の解決を図っている。
- セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントに関しても、労働局で相談対応を行い、紛争解決援助制度等を活用して解決を図っている。
- 企業が法に沿ったハラスメント防止対策が行われるよう、企業に対して報告徴収等を実施し、事業主が講ずべき措置について助言・指導等を行っている。
- 12月の「職場のハラスメント撲滅月間」にハラスメント対応特別相談窓口を開設するとともに、ハラスメントに関する相談状況及び相談や援助事例を公表し、ハラスメント防止に向けた集中的な取組を行った。

ハラスメントに関する相談件数



男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法に基づく、紛争解決援助制度と調停の運用状況（令和6年度は9月末現在）

男女雇用機会均等法（セクハラ）に基づく援助（受案件数）

令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
2 件	10 件	9件	2件

機会均等調停会議（セクハラ）による調停（受案件数）

令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
3 件	10 件	3件	4件

労働施策総合推進法（パワハラ）に基づく援助（受案件数）

令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
48 件	153 件	172 件	51 件

優越的言動問題調停会議（パワハラ）による調停（受案件数）

令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
29 件	85 件	75 件	29 件

個別労働関係紛争解決制度の施行状況

労働相談件数

令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
72,521件	151,560件	151,778 件	140,957 件

令和6年度(9月末現在)の労働相談件数のうち、事業主からの相談件数は30,225件(41.6%)。

民事上の個別労働相談件数(「労働相談件数」の内数)

令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
14,268件	25,856件	26,339件	27,747 件

令和6年度(9月末現在)の個別労働相談件数のうち、事業主からの相談件数は1,936件(13.5%)。

個別労働紛争解決促進法に基づく、労働局長の助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせんの運用状況

労働局長の助言・指導(受付件数)

令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
505件	935 件	743 件	732 件

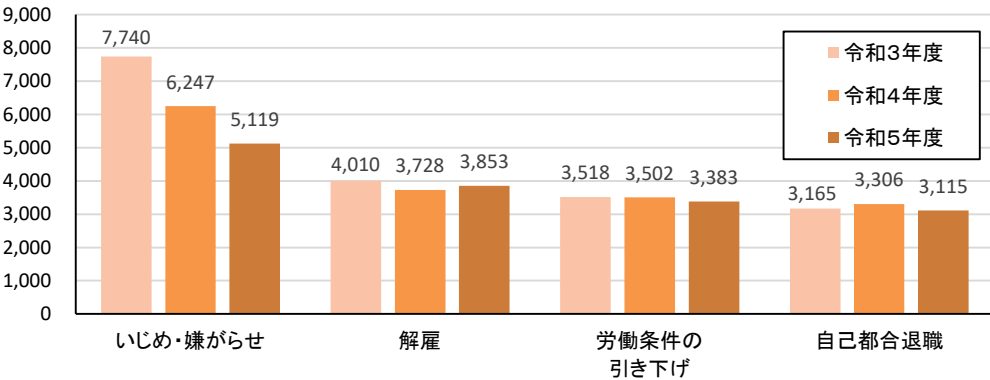
令和6年度(9月末現在)に助言・指導の受付を行った505件のうち、202件(40.0%)が解決した。

紛争調整委員会によるあっせん(受理件数)

令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
145件	265 件	239 件	303 件

令和6年度(9月末現在)に処理終了した106件のうち、37件(34.9%)があっせん開催となった。開催したあっせん37件のうち、25件(67.5%)が合意成立した。

民事上の個別労働相談内容の内訳(上位4位)



(1人の相談につき複数件計上あり)

※ 令和4年4月の改正労働施策総合推進法の全面施行に伴い、(これまで「いじめ・嫌がらせ」に含まれていた)同法上のパワーハラスメントに関する相談は全て(同法に基づく対応となり)別途集計することとなったため、令和3年度以前と令和4年度以降では集計対象に大きな差異がある。

(2) 労働基準の分野

大阪府の最低賃金

最低賃金	時間額	発効年月日
大阪府最低賃金	1,114円	令和6年10月1日
塗料製造業	1,120円	
鉄鋼業	1,120円	
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,127円	令和6年12月1日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,127円	
自動車・同附属品製造業	1,119円	
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	1,114円	令和6年10月1日
自動車小売業	1,114円	※地域別最低賃金と特定最低賃金の両方の適用を受ける場合には高い方の最低賃金が適用されます。

最低賃金制度の適切な運営等

最低賃金周知・支援月間の設定

改正最低賃金が発効する前の期間(令和6年9月1日～9月30日)を「最低賃金周知・支援月間」として設定し、改定された大阪府最低賃金の周知等に取り組むとともに、業務改善助成金等中小企業・小規模事業者の賃金引上げに向けた支援策についても併せて周知し、利活用を勧奨した。

【その他広報依頼先】
大阪府、各市町村、使用者団体、労働者団体等、金融機関、公立学校、在阪鉄道会社、近畿経済産業局、よろず支援拠点 等

最低賃金周知・支援月間に関する自治体広報誌への掲載率
51.2% (10月1日現在)



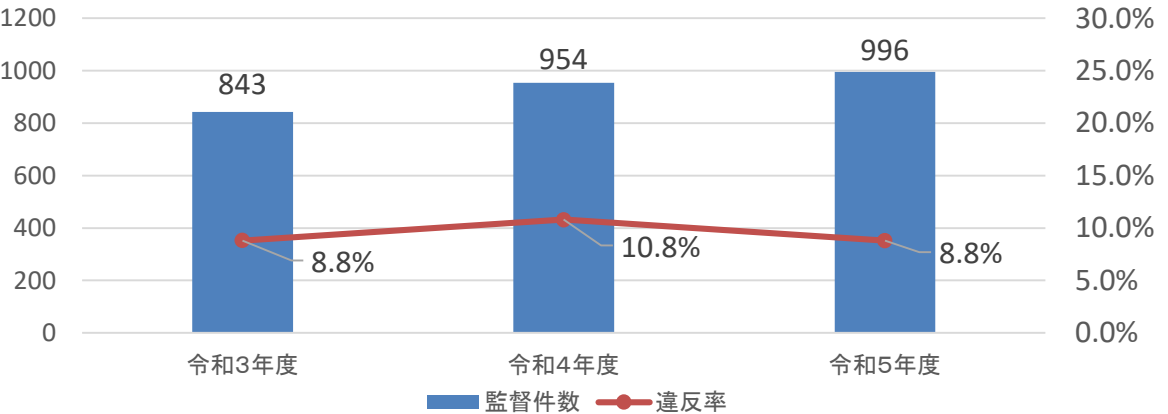
マスコット
チェックマン



地方自治体との連携

現在、大阪市、堺市、枚方市の3市と「最低賃金に係る情報提供に関する協定」を締結。
未締結の自治体については、協定締結に向けて勧奨予定。

最低賃金主眼監督・監督件数及び違反率の推移



長時間労働の抑制等①

労働時間の上限規制適用猶予の事業・業務への周知・支援

時間外労働時間の上限規制の適用が開始されたことから、労働基準監督署の労働時間相談・支援班では、集団指導や個別訪問などあらゆる機会を通じて改正法や中小企業・小規模事業者に対する支援策の周知に努めている。

集団指導・労働時間説明会						訪問支援	
自動車運転者		建設業		医療保健業		個別訪問支援 件数	荷主要請 件数
回数	参加 数	回数	参加 数	回数	参加 数		
13	196	123	1,056	54	436	261	153

自動車運転者の労働時間削減に向けた取組

令和6年4月16日、近畿運輸局、近畿経済産業局、近畿農政局及び公正取引委員会近畿中国四国事務所と連携協定を締結し、令和5年6月に政府がとりまとめた「物流革新に向けた政策パッケージ」に定められた課題について、5局が連携して取り組むこととした。



建設業の労働時間削減に向けた取組

令和6年度の建設業協議会において、構成員から工期設定が難しい工事業種や発注元等をヒヤリングしたところ、道路・下水道工事及び市町村発注の公共工事である等の意見があったことから、当該専門業者を対象とした労働時間等説明会を開催した。また、市町村の公共工事発注部署に対する訪問支援(適正な工期設定、週休2日制)を実施した。

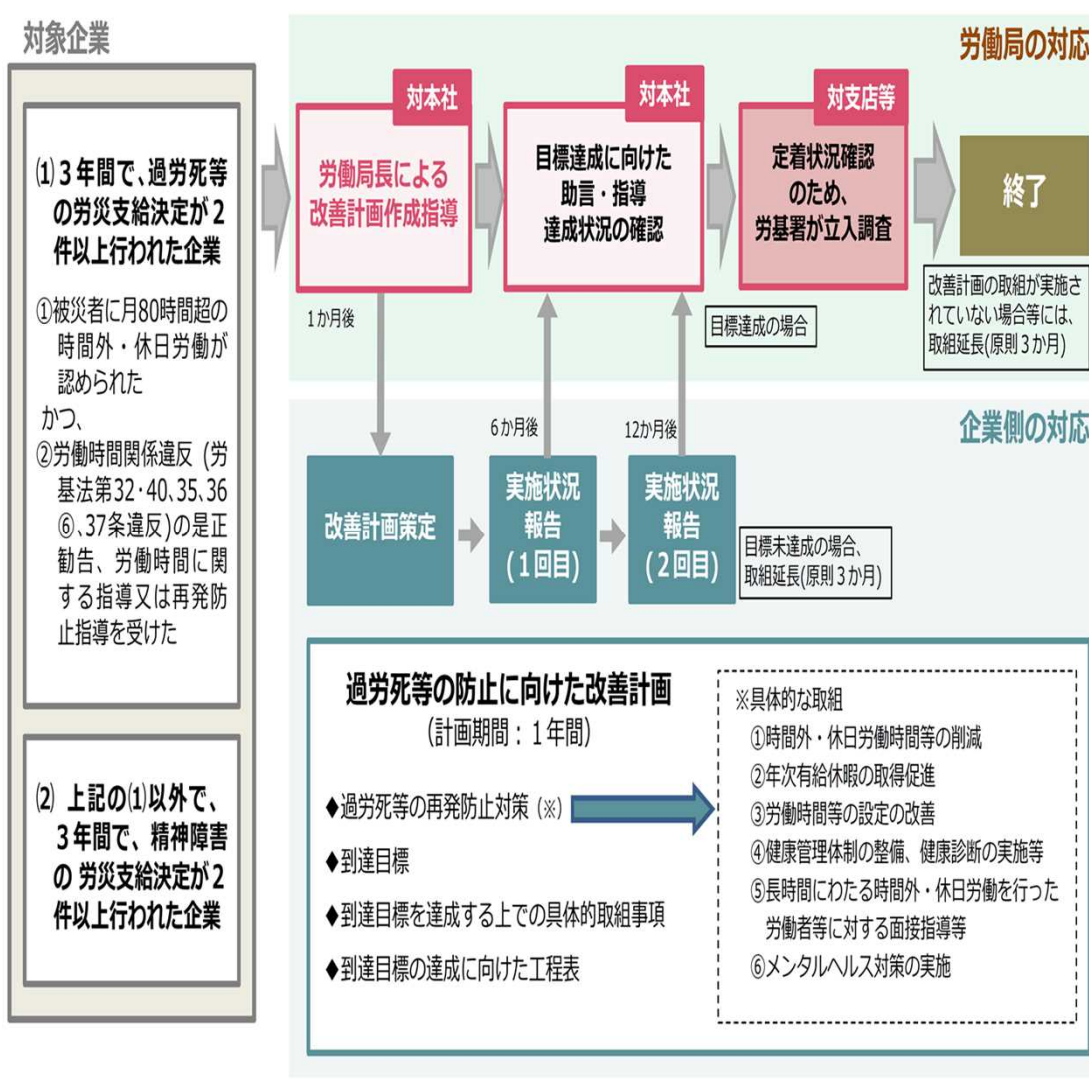
医師の「働き方改革」の推進

令和6年度から保健所が医療機関に対して行う検査項目に追加的健康確保措置が加わったことに伴い、大阪府と合同で、保健所の検査担当者に対して、労働時間や医師の自己研鑽、宿日直許可に係る説明を行った。また、大阪府と調整し、各保健所が医療機関に対して行う説明会に各署担当者を派遣して労務管理等を説明した。



長時間労働の抑制等②

過労死等防止計画指導について



長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導状況

- 各種情報から月80時間を超える時間外・休日労働があると考えられる事業場等に対して、重点的に監督指導を実施。
- 違法な長時間労働等を複数の事業場で行うなどの企業に対し、全社的な是正指導や是正指導段階での企業名公表などを実施。
- 重大かつ悪質な違反が確認された場合は、過重労働撲滅特別対策班(かとか)が捜査を実施。

令和5年度における監督指導状況

	実施事業場数	労働基準関係 法令違反 事業場数	主な違反事項別事業場数		
			労働時間	賃金不 払残業	健康障害 防止措置
合計	2,163 (100%)	1,749 (80.9%)	944 (43.6%)	145 (6.7%)	496 (22.9%)

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果から見た大阪府における働き方改革推進状況

	令和5年度	令和4年度
1 監督実施事業場	2,163	1,748
2 違法な時間外労働が認められたもの	944(43.6%)	750(42.9%)
3 上記2のうち、時間外・休日労働の実績が最長の労働者の時間数が、		
(1) 月80時間を超えるもの	329(34.9%)	314(41.9%)
(2) うち、月100時間を超えるもの	200(21.2%)	202(26.9%)
4 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの	830(38.4%)	745(42.6%)
5 労働時間の把握が不適正なため指導したもの	348(16.1%)	301(17.2%)

法定労働条件の確保・改善対策の推進

※令和6年の数値はすべて令和6年9月末時点の速報値。

◆ 監督指導件数の推移

	令和4年	令和5年	令和6年
監督指導 実施件数	6,723	6,350	5,357
うち 違反件数	4,966	4,646	4,114
違反率	73.9%	73.2%	76.8%

◆ 申告監督件数の推移

	令和4年	令和5年	令和6年
申告監督 実施件数	1,598	1,816	1,505
うち 違反件数	1,038	1,251	1,012
違反率	65.0%	68.9%	67.2%

◆ 送検件数の推移

	令和4年	令和5年	令和6年
労働基準法 違反	26	17	25
労働安全 衛生法違反	40	38	27
合 計	66	55	52

※監督指導実施件数のほか、新型コロナウイルス感染防止対策にかかる啓発指導等を、令和4年 2,249件、令和5年 1,820件、令和6年 734件 実施している。

特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

技能実習生に対する監督指導の実施等

- 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督署において労働基準関係法令違反の疑いがある実習実施者に対する監督指導を実施。
- 監督指導において技能実習生等に係る労働基準関係法令違反が認められた場合には、出入国管理機関・外国人技能実習機構への通報を行っている。

令和5年 監督指導状況

	大阪	全国
1 監督実施事業場	543	10,378
2 労働基準関係法令違反数	400(73.7%)	7,602(73.3%)
3 上記2のうち、主な違反事項		
（1）安全基準	103(25.8%)	2,447(23.6%)
（2）割増賃金の支払	107(26.8%)	1,709(16.5%)
（3）健診結果の医師からの意見聴取	115(28.8%)	1,685(16.2%)
（4）労働時間	103(25.8%)	1,527(14.7%)

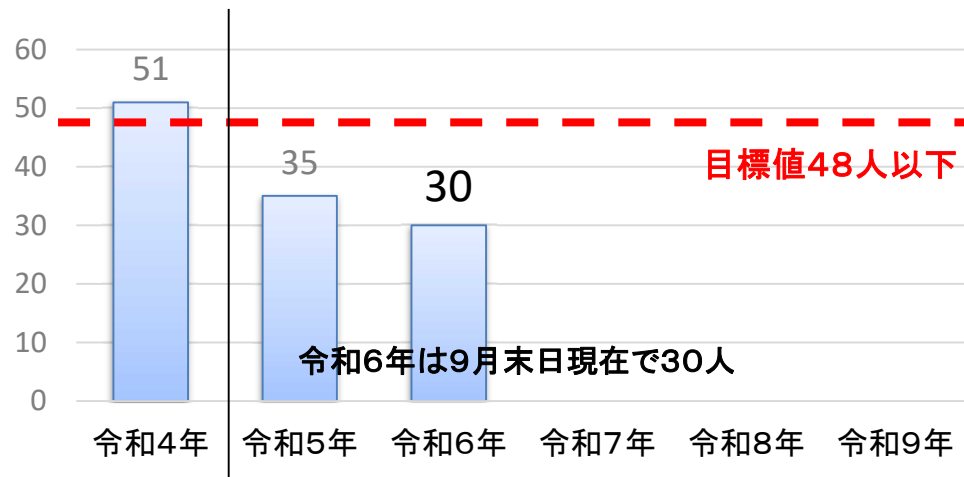
令和5年 労働基準監督機関と出入国管理機関等との相互通報の状況

	大阪	全国
1 労働基準監督機関から出入国管理機関等へ	25	519
2 出入国管理機関等から労働基準監督機関へ	230	2,173

労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

死亡災害

大阪労働局第14次労働災害防止推進計画(14次防)における全体目標：
令和4年と比較して、令和9年までに5%以上減少させる。



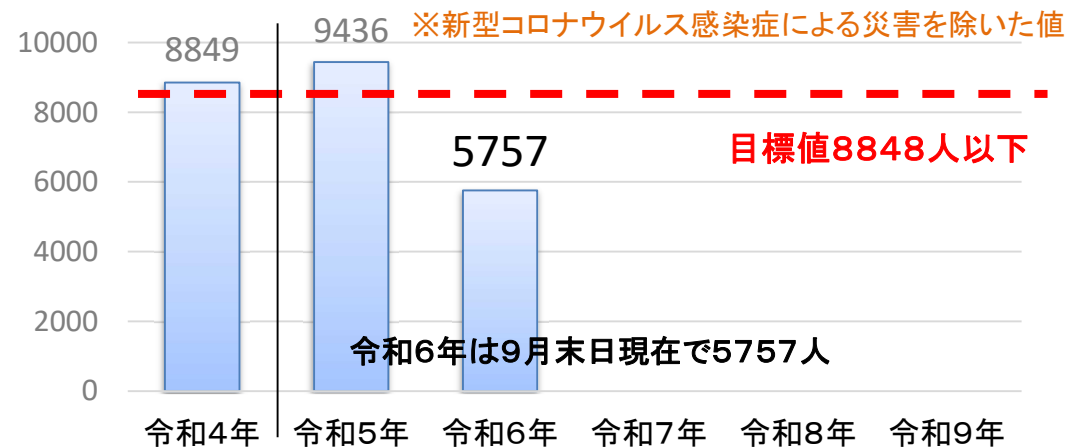
【令和6年の死亡災害の傾向】

令和5年と令和6年と比べると、
熱中症での死亡が 1人→7人と大幅に増加

業種別では **製造業** で
3人→10人と大幅に増加している

死傷災害

14次防における全体目標： 令和3年までの増加傾向に歯止めをかけ、
令和4年と比較して、令和9年までに減少させる。



【令和6年の死傷災害の傾向】

令和5年と令和6年を同期で比べると、**160人減少**
業種別では **建設業、貨物取扱業、製造業**などで
減少している

三次産業は前年とほぼ同数である

事故の型別では **転倒、動作の反動、無理な動作**
が、高止まりの傾向である

14次防の重点対策への取組の推進

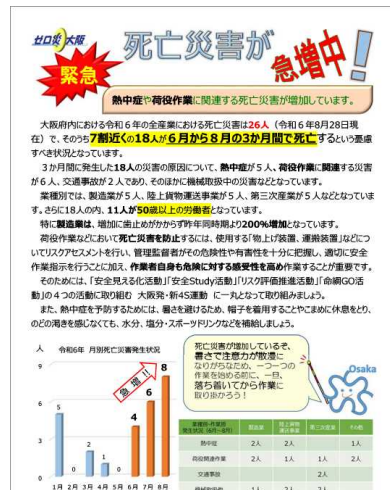
- 1 事業者が自発的な安全衛生対策への取組のための周知啓発
- 2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止
- 3 高年齢労働者の労働災害防止
- 4 労働災害が多発する業種に対する労働災害防止対策

①死亡災害増加に係る緊急要請

6月から8月にかけて、死亡災害が急激に増加したことを受け、令和6年8月に労働基準部長から各防災団体等に死亡災害が急増していることを呼びかけ、災害防止対策への一層の取組の協力依頼を行った。

②製造業労働災害防止研修会の実施

製造業に対しては、死亡災害の増加傾向への歯止めをかけるため、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター及び中央労働災害防止協会の協力を得て令和6年10月にwebによる**製造業労働災害防止研修会**を行い、災害防止対策の重要性について周知啓発を行った。



死亡災害増加に係る緊急要請

～ 事業者の皆さまへ ～

ZOOMオンライン開催による製造業労働災害防止研修会

主催：大阪労働局労働基準部安全課
大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

死亡災害が急増しています。

大阪府内における労働災害のうち、製造業における死亡人数が9人となり、昨年同時期の3人から大幅に増加しています（本年6月末現在）。事故の要因としては、「はさまれ・巻き込まれ」によるものが多く、起因種別では、コンベア・クレーンなどの「物」上げ装置、運搬装置、並びにリスクアセスメントの不足によるものが多く見られます。また、高年齢労働者の労働災害や新規労働者の高止まりの傾向にあります。このことから、製造業の労働災害を防止するための研修会を下記のとおり開催いたします。

大阪労働局 安全衛生 課長

日時	令和6年10月24日（木）14時～16時30分
内容	・製造業における労働災害発生状況等 大阪労働局労働基準部安全課 担当官 ・大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター事業 大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター事務局 ・製造業における労働災害防止について 中央労働災害防止協会近畿安全衛生センター 安全・衛生管理士 高田隆寿氏 【機械災害防止、リスクアセスメントの実施、 熱中症防止、高年齢労働者の災害防止 など】
申込方法	二次コードまたは下記URLから申込ページにアクセスしてください。 https://form.run/@sharakaosaka-osaka-CKHtpFibhHjPn579C6

研修会の定員…Zoom参加 500名
※定員になり次第、受付を終了させていただきます。お早めにお申し込みください。

研修会へのお問合せは…
・研修会の内容に関すること 大阪労働局労働基準部安全課（電話06-6949-6496）
・申し込みに関すること 大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター事務局

製造業労働災害防止研修会

大阪発・新4S運動の展開



14次防の目標達成のための大阪独自の取組として令和5年度から5か年の「**大阪発・新4S運動**」を展開している。

・大阪労働局公式YouTubeチャンネルの令和6年度の全国安全週間メッセージの中で**大阪発・新4S運動**について発信

・令和6年6月1日に、大阪労働局長建設パトロール、同年6月19日に陸上貨物運送事業に係る労働基準部長による安全パトロールを実施し、**大阪発・新4S運動**の啓発を行った。



労働局長による建設パトロール

2025年大阪・関西万博建設工事に係る労働災害防止の推進

建設工事について、関係行政機関、発注者、施工業者で構成する「安全衛生連絡協議会」を通じて、長時間労働の縮減も含めた労働災害防止対策の徹底を図ります。

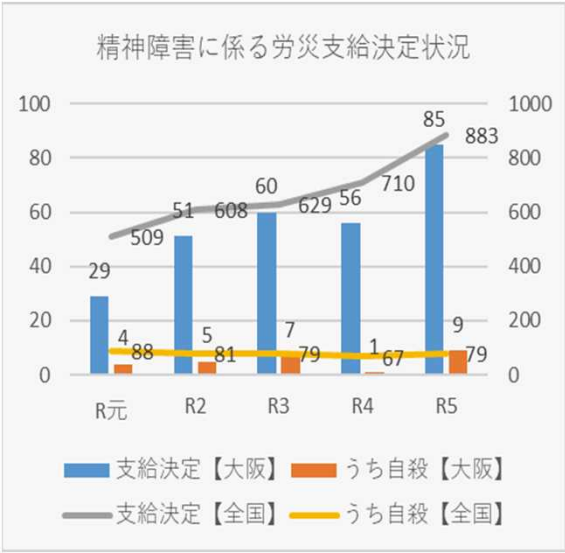
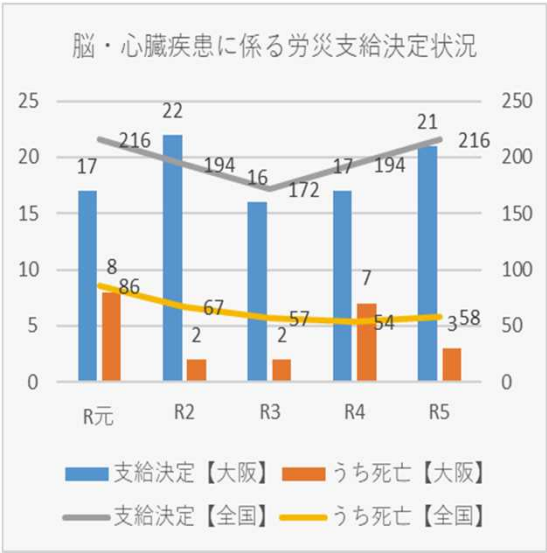
また、随時、臨検監督等を実施し、安全衛生に係る法違反を是正させ、各事業場に災害防止を徹底させた。



労働局長による建設現場視察

迅速・適正な労災補償の実施

- 過労死等事案(脳・心臓疾患及び精神障害事案)の請求件数は依然として高水準で推移。
- 過労死等事案の事務処理に当たっては、監督・安全衛生担当部署と連携した調査を実施するとともに、認定基準等に基づく迅速・適正な処理を推進している。なお、脳・心臓疾患労災認定基準は令和3年9月に、心理負荷による精神障害に関する労災認定基準は令和5年9月に改正が行われた。
- 労災保険の窓口業務について、相談者等に対して懇切・丁寧な説明を行っている。



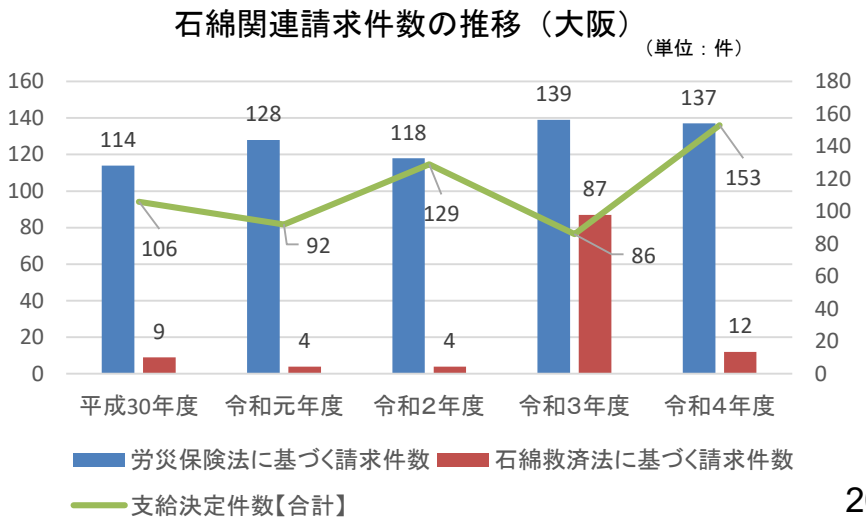
石綿関連疾患に係る補償(救済)制度の更なる周知

- 平成17年7月の第1回公表以来毎年、石綿ばく露作業による労災認定等事業場(全国分)を公表している。令和4年度分までの公表数は複数回公表されている同一事業場については1事業場として14,707事業場が公表されている。
- 石綿関連請求件数は、令和3年度226件、令和4年度149件と高水準で推移しているが、石綿による疾病についての補償もれがないよう、労災補償及び石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金(改正石綿救済法)の周知を行い、労災請求等の一層の促進を図っている。

【令和4年度大阪局の状況】(確定値)

- 「請求件数」 149件 (前年度比77件減少)※
- 「支給決定件数」 153件 (前年度比67件増加)

※石綿健康被害救済法に基づく請求期限が令和3年度中であったことから、令和3年度は請求件数が大幅に増加したが、以降は落ち着いている。請求期限は現在延長され、令和14年3月27日までとなっている。



(3) 職業安定部の分野

円滑な労働移動の推進及び多様な人材の活躍促進①

行政運営方針【3-1】

職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進

ハローワークに求められる支援

生産年齢人口の減少により、企業において慢性的な人材不足となり、人材確保が企業活動にとって喫緊の課題となっていることから、求人事業所に対するきめ細かいサービスの提供や、求職者に対する積極的な求人情報等の発信が重要。

オンラインツールを活用した取組

- ハローワークインターネットサービスのマイページ機能により求職者のニーズに沿った求人情報やイベント情報等をオンラインで積極的に提供。
- 従来の対面型サービスに加え、オンラインでの求人提出を促進。求人者が来所不要で手続きが完了するため、利便性が向上。
- オンラインツールを活用した職業相談、面接会、職場見学等を実施。オンラインセミナーについては、ハイブリッド型で実施する等、利用者の多様なニーズに対応。
- YouTube、LINE、X(旧Twitter)、Instagram等のSNSを活用し、ハローワークを利用しない在職者も含めた潜在求職者への積極的な周知を実施。

【オンライン職業相談の様子】



機動的な雇用対策

- 2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)の円滑な開催に向け、万博の接客サービス、警備、清掃、輸送等を担う企業の人材確保に資するため、大阪府と共催で、万博関連企業の人材確保を目的とした就職面接会・企業説明会を開催(令和6年10月21日、22日、25社参加)。
- 各ハローワークの地域に根差した情報収集により事業廃止等に伴う大量の離職者に対しては、求人情報を提供する等、就職支援を実施。



長期療養者に対する就職支援

- 府内10か所のハローワークと、がん診療拠点病院等が連携し、がん患者等に対して治療と職業生活の両立のための専門的な就職支援を実施。
- がん患者の就労支援についての医療従事者向けセミナーやがん治療等について理解を深めていただくために事業主向けセミナーを実施。

円滑な労働移動の推進及び多様な人材の活躍促進②

行政運営方針【3-2】

人材確保対策の総合的な推進

求人充足サービスの充実・強化の取組

- 求人事業所に対し、事業所訪問等により、求人条件緩和や魅力ある求人票の作成支援等の助言、事業所情報の収集をきめ細かく行い、求職者へ提供するなどの求人充足に向けた能動的なサービスを実施。
- 「job tag(職業情報提供サイト)」の各種データや機能を活用し、効果的な充足支援を進めるとともに、地域の関係者にも活用されるよう、積極的な周知を実施。
- 求人者向けセミナー等、集団的な支援により労働市場情報等の提供、魅力的な求人票の作成及びハローワークの活用方法をPR。



【job tag(職業情報提供サイト)のリーフレット】

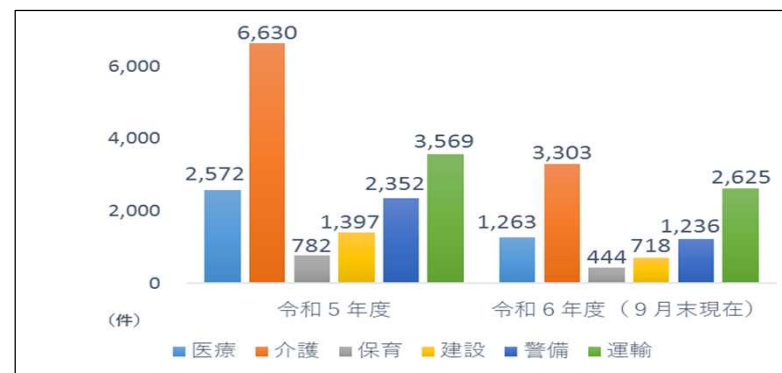


【求人者向けセミナーの様子】

人材不足分野等における人材確保支援等

- 府内11か所のハローワークに人材確保対策コーナーを設置。
- 業界団体等と協議会を開催し、連携による業界の魅力発信、事業主への求人充足支援、求職者への個別支援を実施。
- 動画や画像(360度カメラで撮影した、事業所風景を任意視点で確認可能な画像も活用)を活用した企業説明会や周知広報を実施することで、応募前に職場への理解を深め、マッチングを促進。
- 外部専門家を活用した雇用管理改善に関するコンサルティングとハローワークの求人充足支援を一体的に行う総合的な求人者支援を実施。

人材不足分野における就職件数 業種別内訳



人材不足分野における就職件数 9,589件(令和6年9月末現在)

職業訓練を活用した人材育成支援

デジタル人材の育成・確保と訓練コースへの誘導強化

- 「デジタル田園都市国家構想基本方針」を踏まえ、職業訓練におけるデジタル分野の推進・重点化によりデジタル人材を育成するため、デジタル分野の訓練について、訓練実施施設の説明会への参加勧奨及び職業理解を図るためのセミナー等を開催し、誘導を強化。
- ハローワークにおける職業訓練部門と求人部門との連携により、デジタル分野の訓練修了者や未経験者が応募可能な求人の提出について、求人者に対して働きかけを行った。
- ハローワークの職業訓練窓口を担当する職員・相談員に対してデジタル分野における基礎知識の向上を図り、適切な受講あっせんを行うための訓練説明会を実施。

公的職業訓練の積極的なPRと情報発信の強化

- 求職者に対し公的職業訓練への興味関心を促すとともに、公的職業訓練の周知広報をより強化するため、公的職業訓練を題材とした漫画『無職の学校～職業訓練校での200日間～』（小学館）の作者、清家孝春氏制作のオリジナルストーリーによるデジタルコンテンツを作成。
- 公的職業訓練の一体的な周知広報冊紙「ハロートレーニング」の発行、SNS（X、LINE、Instagram、YouTube）を活用して公的職業訓練のPR動画を発信する等、職業訓練が必要な方に情報が届くよう周知・広報を積極的に実施。

バーチャル職業訓練セミナーの開催

- 『無職の学校～職業訓練校での200日間～』（小学館）の作者、清家孝春氏制作のオリジナルストーリーによるデジタルコンテンツを活用したハロートレーニング周知セミナーをメタバース上の『バーチャルわかものハローワーク』において毎月開催し、ハローワークや公的職業訓練を知らない層や未利用者層へも、就職支援に向けた直接の繋がりを構築。



公的職業訓練のPR漫画

バーチャルセミナー 職業訓練 & きせんこう

10月29日(火)配信
16:00～16:30

・まんがで伝える
ハロートレーニング

「無職の学校～職業訓練校での200日間～」(小学館)の作者 清家孝春氏 オリジナルストーリー

・「プロダクトサポート
に関するおシゴト」

経産技術職や製造事務職のお仕事を
大阪府立東淀高等学校技術専門校(きせんこう)がご紹介！
職種も！下位に進んでいますので、未経験の方や女性の方も
安心して学んでいただけます！

バーチャルわかものハローワークの
スクリーンショットにお越しください。

入場方法
「バーチャルわかものハローワーク」専用
ページから、入場してください。
Guestとして初めて利用される場合は、
事前にアカウント登録をお願いします。
※ネット環境は参加者様ご自身の
準備、いただく必要があり、
通信機器・通信費等は参加者様のご負担となります。

厚生労働省 大阪府労働局 ハローワーク

バーチャル職業訓練セミナーの開催

訓練受講者等の実績

	応募者数	受講者数	就職件数
令和4年度	13,519	9,620	5,432
令和5年度	12,665	9,894	5,579
令和6年度※	5,206	3,490	2,229

※令和6年度は8月末現在の実績

リ・スキリング、労働移動の円滑化等の推進

キャリア形成/リ・スキリング推進事業の取組

- ・ 在職時からのキャリアアップやリ・スキリングに関する継続的な相談支援が行えるよう、「キャリア形成/リ・スキリング相談コーナー」を各ハローワークに設置。（厚生労働省委託事業）
- ・ 大阪キャリア形成・リスキリング支援センターと連携し、訓練受講希望者や在職者に対してキャリアコンサルティングを実施。

キャリアコンサルティング実施数 4,094件（令和6年9月末現在）

人への投資関連施策の推進

各ハローワーク窓口、事業所訪問、セミナー開催時等において、リーフレット配布・説明を実施し、企業内における人材育成を促進するため、人材開発支援助成金「人への投資促進コース」を活用勧奨。

●人材開発支援助成金

人への投資促進コース

事前に計画に沿った職務に関連した訓練を実施した場合に、訓練経費や賃金の一部を事業主に助成。令和4～8年度の期間限定助成金として、5つのメニュー（「定額制訓練」「高度デジタル人材／成長分野等人材訓練」「情報技術分野認定実習併用職業訓練」「自発的職業能力開発訓練」「長期教育訓練休暇等制度」）がある。

計画届提出件数（計画人数） 611件（14,921人）

事業所訪問等活用勧奨件数 321件 （令和6年9月末現在）

「教育訓練給付」制度による学び直しの支援

- ・ キャリア形成における学び・学び直しを支援する目的から、積極的に教育訓練を受講いただけるよう、郵送や電子で申請が可能なこと等、「申請しやすさ」をリーフレットやHPを通じて周知。
- ・ 雇用保険法改正により、令和6年10月から教育訓練受講による賃金上昇や資格取得等を要件とした追加給付制度が新たに創設されたため、リーフレットやHPを通じて周知。

各種助成金の活用促進

各ハローワーク窓口、事業所訪問、セミナー開催時等に、リーフレット配布・説明を実施し、円滑な労働移動推進のための助成金の活用を促進。

●早期再就職支援等助成金

（令和6年4月 労働移動支援助成金と中途採用等支援助成金が統合）

雇入れ支援コース

事業主の事情により、離職を余儀なくされた方を、早期に雇い入れ、前職より5%以上賃金を上昇させた事業主に助成。

中途採用拡大コース

中途採用者の雇用管理制度を整備し、中途採用の拡大を図る事業主に助成。

●特定求職者雇用開発助成金

成長分野等人材確保・育成コース

未経験の就職困難者を成長分野（デジタル・グリーン）の業務に従事させる又は訓練・賃金アップを行う雇い入れをした事業主に助成。

円滑な労働移動の推進及び多様な人材の活躍促進⑤

高齢者・障害者・外国人に対する雇用対策の推進

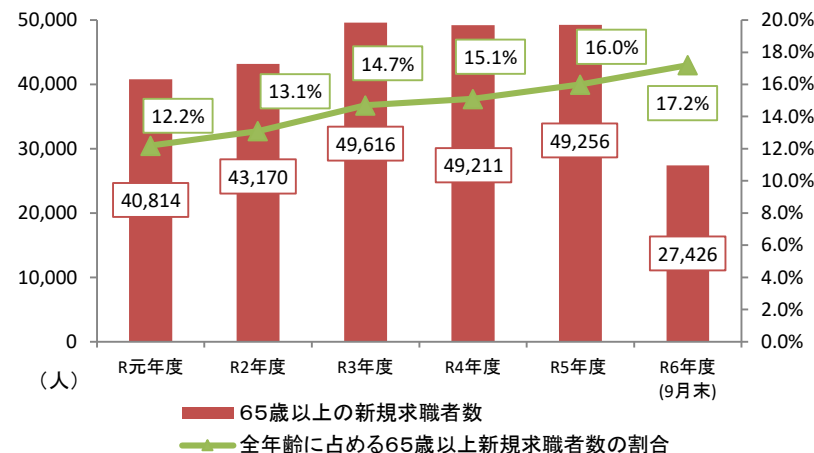
高齢者の就労・社会参加の促進

行政運営方針

【3-5】

- 生涯現役支援窓口において、65歳以上の高年齢者に対して重点的に、担当者制による個別相談や各種セミナー、就職面接会等を実施。
- 70歳までの就業確保措置(努力義務)を講じることを定めた改正高年齢者雇用安定法(令和3年4月1日施行)について、あらゆる機会を捉えて周知啓発を実施。

生涯現役支援窓口での65歳以上の就職率 90.1%(目標83.4%)(目標との差+6.7pt)
(令和6年9月末現在)



障害者の就労促進

行政運営方針

【3-6】

- 障害者就職面接会の実施**
令和6年9月26日(木)
会場: マイドームおおさか
参加企業 82社 参加者数 708名

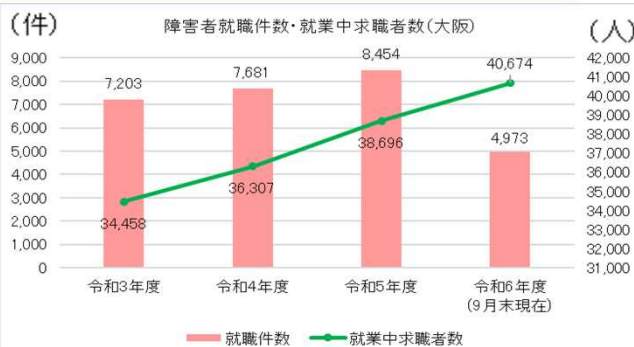


2024.9.26(木) 11:00~17:00

- 障害者雇用優良中小事業主認定制度**
認定事業所数: 24社
(令和6年9月末現在)



- ・ハローワークにおける障害者就職件数**
4,973件(令和6年9月末現在)



外国人に対する支援

行政運営方針

【3-7】

近畿ブロック外国人留学生就職面接会2024

令和6年6月27日(木)開催
エディオンアリーナ大阪 (大阪府立体育会館)
参加企業105社 参加留学生822名

外国人労働者の雇用管理の改善

外国人労働者雇用啓発セミナー
令和6年6月13日(木)開催
外国人労働者の雇用管理指導及び不法就労の防止を目的とした雇用啓発セミナー
エル・シアター 参加企業数 512社 参加者数 632名



ウクライナ避難民に対する就職支援

紛争避難民などを想定した「補完的保護対象者認定制度」が令和5年12月1日施行。(要件を満たすウクライナ避難民も対象)定住支援プログラム受講後、就労支援希望者はハローワークへ来所。大阪外国人雇用サービスセンターにおいて令和4年5月20日(金)に設置した「ウクライナ避難民就労支援窓口」を中心に引き続き支援を実施

窓口設置からの累計実績(令和6年9月末現在)
新規求職申込件数 101件 紹介件数 102件 就職件数 45件

就職氷河期世代の活躍支援

- ・ 府内6か所のハローワークに設置している「35歳からのキャリアアップコーナー(就職氷河期世代支援窓口)」を中心に就職支援を実施。
- ・ 就職氷河期世代について、令和5年度からの2年間で集中支援期間「第二ステージ」として、政府を挙げて支援に取り組んでいる。

ハローワークの職業紹介により、正社員に結び付いた就職氷河期世代(35歳～56歳)の不安定就労者・無業者の件数5,466件(目標達成率51.3%)(令和6年9月末現在)

ハイブリッド型セミナーの実施

専門窓口設置所を中心に府内のハローワークをZoomで接続し、複数会場において同時開催。(本会場+大阪府内のハローワーク)

「就活のためのやる気スイッチの入れ方、続け方」等開催。
5回開催(全11回) 参加者962名 会場数42か所

大阪キャリア形成・リスキリング支援センターと共催し、ジョブ・カードの推進・普及を含めた就活セミナーを開催。(大阪府内のハローワークの会場+オンライン。)

2回開催(全5回) 参加者675名 会場数5か所

事業主向けセミナーの開催

就職氷河期世代の積極的な採用、正社員化等の気運の醸成を目的とした事業主向けセミナーを各ハローワークの会議室等を本会場としオンライン配信。

「人口減少を勝ち抜く人材活用セミナー」
2回開催(全9回) 参加企業 91社
参加者 93名
(事業主セミナー講師)
諏訪 貴子氏(ダイヤ精機株式会社)
駒村 純一氏(森下仁丹株式会社)



面接会・説明会の開催

「35歳からのキャリアアップ就職面接会WEEK」

専門窓口設置所を中心に毎月第3週にミニ面接会を集中的に開催。

「35歳以上のミドル世代のための合同企業説明会」

就職氷河期世代の採用に意欲的な企業との出会いの場として、合同企業説明会を開催。

当日は、相談ブースコーナーや職業訓練ブースも設置。

令和6年9月20日開催(梅田クリスタルホール)

参加企業30社、参加者285名

「JR西日本グループ社会人採用 求人説明会&相談会」

西日本地域の参加希望ハローワークと複数会場でのライブ配信による広域求人説明会

参加者 合計659名

5月25日 93名【本会場(梅田のみ)】

5月28日 566名【本会場94名、サテライト会場数 66か所472名】



円滑な労働移動の推進及び多様な人材の活躍推進⑦

女性・若者に対する雇用対策の推進

マザーズハローワーク事業の取組

行政運営方針
【4-2】

- 大阪府内の2か所のマザーズハローワークと13か所のマザーズコーナーを拠点として、子育てと仕事の両立を希望される方等に担当者制による個別支援をはじめとする各種支援を実施。
- 地方自治体や子育て中の女性の支援に取り組むNPO法人等において、潜在的求職者（ハローワークを利用したことがない者）に対し、出張相談や出張就職支援セミナー等のアウトリーチ型支援を実施。
- 10月の1か月間において「マザーズWEEKS」を開催し、各ハローワーク等で就職面接会・セミナー等の就職関連イベントを実施。



重点支援対象者に対する担当者制支援対象者数 2,918人
(令和6年9月末現在) 就職率 98.1%

新規学卒者に対する就職支援の取組

行政運営方針
【3-9】

大阪新卒応援ハローワークの取組

- 施設に常設ブースを設置し、「Daily企業説明会」をほぼ毎日開催。
- 卒業年次以前の学生も対象とした「業界研究ツアー」、自己理解や面接対策等の各種グループワーク・セミナー、大学への恒常的な訪問による連携を実施。

採用選考スタート！3Steps 就活フェアの開催

令和6年6月の1か月間において、企業との出会いから、面接等の対策、面接機会の提供まで一貫したイベントを開催。合同企業説明会(1st Step 兵庫局・滋賀局共催)、面接対策等セミナー(2nd Step)、就職面接会(3rd Step)をパッケージとして実施。

フリーターに対する正社員就職支援の取組

行政運営
方針【3-9】

- フリーター等の正社員化を推進するため、大阪わかものハローワークと各ハローワークの「わかもの支援窓口」を中心に、担当者制による個別支援を実施。
- 大阪わかものハローワークでは、就職面接会や各種グループワーク・セミナーを実施。

わかものハローワーク等を利用して、就職したフリーター等のうち、
正社員として就職した者の割合 79.0%(令和6年9月末現在)

バーチャルわかものハローワークによる支援

メタバース(バーチャル空間)において「バーチャルわかものハローワーク」による各種支援(アバターによる簡易相談、セミナー動画の放映等)を通じて、ハローワークを知るきっかけ作りを行い、潜在的求職者へ必要な支援を届ける。

【バーチャルわかものハローワークの特徴】

- パソコンやスマートフォン等から、アバターで参加し、匿名性を保ったまま職員やその他の参加者とコミュニケーションを取ることができる。
- バーチャル企業説明会やセミナーなどのイベントを開催中。

延べ利用者数(総訪問者) 18,485人
うち新規利用者数(訪問者) 3,244人
(令和6年9月末現在)



▲バーチャルわかものハローワークの様子

円滑な労働移動の推進及び多様な人材の活躍促進⑧

行政運営方針【3-10】

地方自治体と一体となった雇用対策の推進

地方自治体との連携

- ・国と地方自治体がそれぞれの強みを発揮し、一体となって雇用対策を進めることで住民サービスの向上を図るため、大阪府内の7自治体と雇用対策協定を締結。

令和6年9月末現在の雇用対策協定締結状況
大阪府、堺市、東大阪市、高槻市、
吹田市、寝屋川市、柏原市

- ・地方自治体と連携を図り、地域の雇用に関する課題に対応するための様々な取組を実施。

取組の例

【茨木市】「茨木市就労支援フェア合同面接会」を実施
(令和6年7月17日開催 参加者:83名)

【吹田市】「福祉のお仕事-吹田市就職面接会」を実施
(令和6年7月31日開催 参加者:35名)

【柏原市】「健康・生きがい就労トライアル」を実施
(令和6年8月29日開催 参加者:26名)

【吹田市 面接会の様子】



生活保護受給者等に対する就労支援

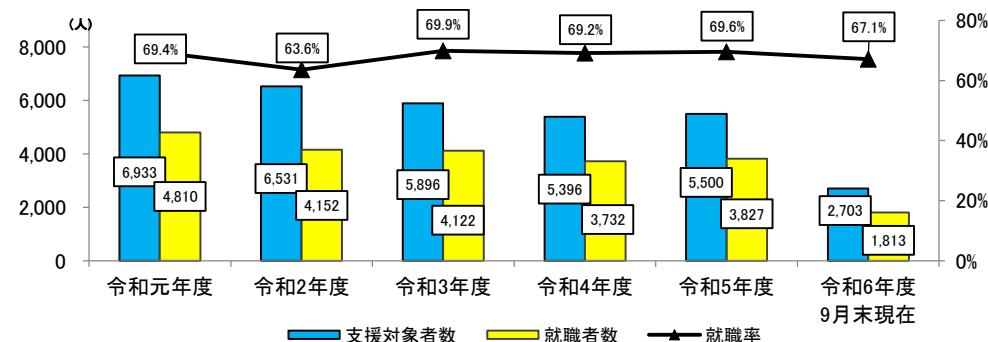
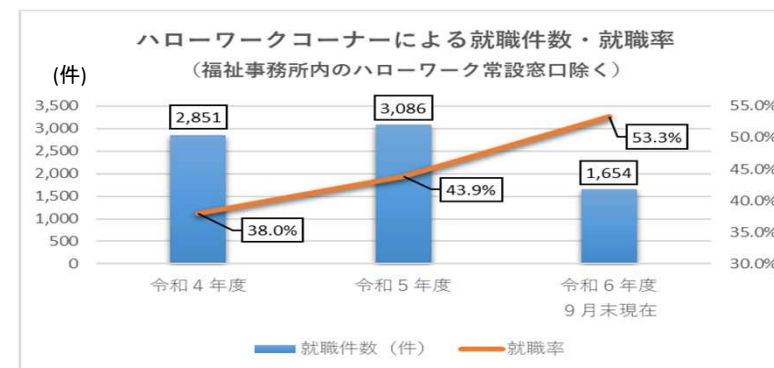
生活保護受給者等の生活困窮者に対して、福祉事務所内へのハローワーク常設窓口の設置(大阪府内計21か所)や巡回相談といったワンストップ型の就労支援を実施。

生活保護受給者等に対する支援実施状況(令和6年9月末現在)
就職率 67.1%(目標との差-1.0pt)
就職件数 1,813件(目標達成率42.0%)

一体的実施の取組

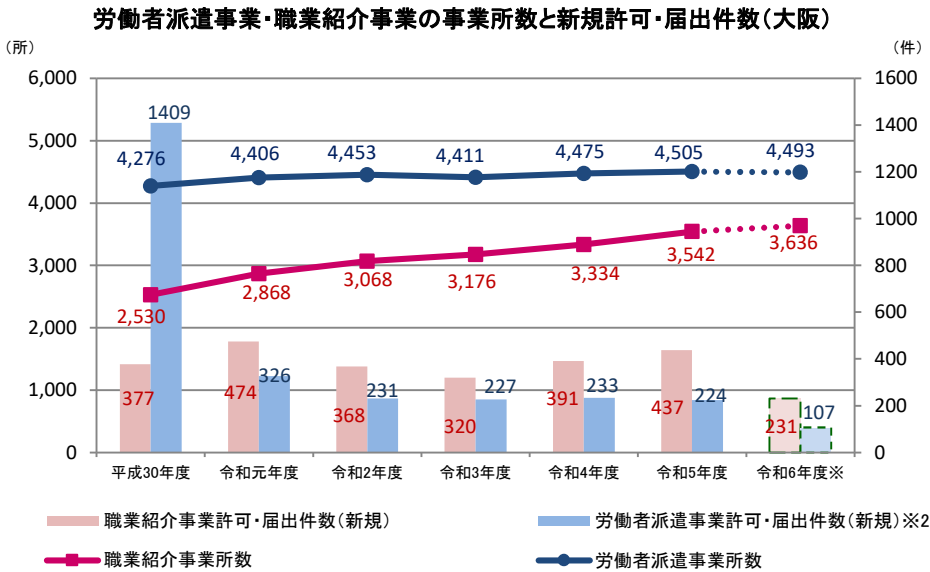
大阪府、大阪市、堺市、寝屋川市、柏原市の5自治体に、ハローワークコーナーを7か所設置し、自治体の就職相談等の利用者に対して、ワンストップでハローワークの職業紹介を実施。自治体等と定期的な情報交換を行う等、連携を図っている。

ハローワークコーナーによる就職件数
1,654件(目標達成率55.0%)(令和6年9月末現在)
※福祉事務所内のハローワーク常設窓口の件数を除く



(4) 需給調整事業の分野

許可事業者等への法制度の周知徹底



※1 令和6年度は令和6年9月1日現在の数値
※2 平成30年度の労働者派遣事業許可・届出件数(新規)が多数となっているのは、平成27年の法改正により、届出制の派遣事業が廃止されて全て許可制となり、平成30年9月29日までに一般労働者派遣事業への切り替え申請が必要であったことによるもの。

労働者派遣法、職業安定法等の遵守徹底

①指導監督の状況

		令和6年度 (9月末現在)	前年度同期
職業紹介事業等		535件	345件
労働者派遣事業	派遣元	387件	413件
	派遣先	27件	20件
請負関係事業		10件	22件

②説明会等の実績については、左記に掲載

派遣労働者に対する積極的な支援等

①派遣労働者からの苦情・相談(9月末現在)
380件(前年同期 399件)

※指導監督が必要な事案についてはできる限り早期に全て対応

②労働者派遣セミナー(9月末現在)
6回 37名(前年同期 8回 170名)

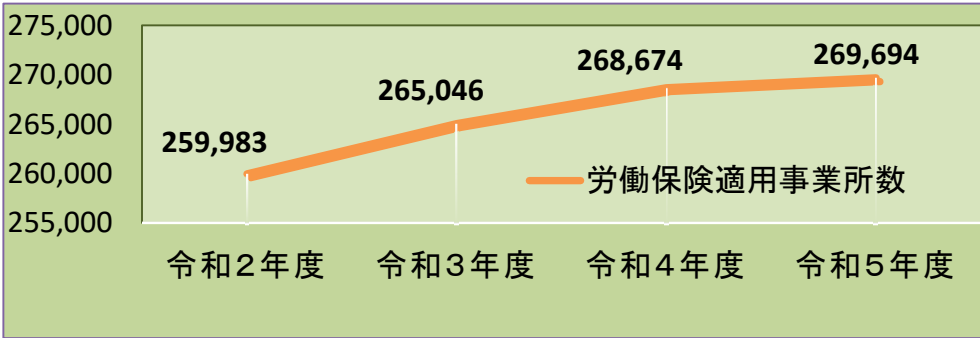
- ①新規事業者向け説明会(9月末現在)
労働者派遣事業 6回 33名(前年同期実績:6回 26名)
職業紹介事業 6回 38名(前年同期実績:6回 27名)
- ②新規許可・更新後説明会(9月末現在)
労働者派遣事業 6回 282事業所(前年同期実績:6回 257事業所)
職業紹介事業 6回 349事業所(前年同期実績:6回 327事業所)
- ③業界団体等への講師派遣状況(9月末現在)
3団体 3回(前年同期 3団体 3回)

(5) 労働保険適用徴収の分野

労働保険未手続事業一掃対策の推進

令和6年度労働保険適用促進計画に基づき、局・署・所が一体となって取組を実施

労働保険適用事業場数の推移(大阪)



対策の取組実績

	未手続指導件数		手続指導による成立件数		職権による成立件数 (自主成立を拒んだもの)	
	目標件数	実績	目標件数	実績	目標件数	実績
令和6年度 (6年9月末)	3,000件	2,298件	1,300件	779件	20件	9件
令和5年度 (5年9月末)	2,800件	1,766件	1,200件	560件		8件
令和5年度		2,949件		1,271件		22件

- 行政機関や関係団体等と緊密な連携を図り、未手続事業の把握に努めて計画的な手続き指導を行っている。
- また、指導方法についても文書に加えてインターネットアンケート等を活用するなどの工夫を凝らし、実効性のある指導を積極的に実施している。
- 広報活動を積極的に行い、労働保険制度の周知徹底に努めている。

労働保険料の収納率の維持・向上

- 滞納事業場に対して、事業実態を把握した上で財産状況等を勘案した合理的で妥当な納付計画を指導するとともに、滞納整理の実施に当たっては、重点事業主を選定の上、差し押さえ等の強制措置を積極的に行い、実効性のある滞納整理を実施している。
- 労働保険料等を一時に納付することが困難になった場合で、一定の要件に該当するときは、**換価の猶予**が認められるため、この制度の周知に努めている。
- その他、労働保険料の**口座振替制度**についてあらゆる機会にリーフレットを配布し、制度の周知と利用事業場の増加に努めている。

口座振替制度の利用状況

	令和4年度1期分	令和5年度1期分	令和6年度1期分	単位
口座振替件数	28,100	30,553	33,737	件
口座振替利用率	16	17.1	18.9	%

口座振替利用率は、年度更新対象事業場数に対する口座振替対象件数

年度別労働保険料収納率

※ 収納率は、徴収決定額に占める収納額の割合

	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (9月末現在)
徴収決定額	2,638億円	3,436億円	3,497億円
収納額	2,614億円	3,407億円	1,541億円
収納率※ ()内は全国の数値	99.1%(99.1%)	99.2%(99.1%)	44.1%(44.1%)
(参考)	令和4年9月	令和5年9月	令和6年9月
徴収決定額	2,607億円	3,405億円	3,497億円
収納額	1,137億円	1,495億円	1,541億円
収納率※ ()内は全国の数値	43.6%(43.7%)	43.9%(43.8%)	44.1%(44.1%)